

庁舎施設整備等に関する進捗状況について

平28年9月6日
嘉麻市庁舎建設設置本部会議
(事務局:嘉麻市 庁舎・交通体系対策室)

【内容】

- 1 市民参画(説明会、審議会) について
- 2 基本計画について
- 3 設計契約等の状況について
- 4 支所、地域整備に関する協議スケジュールについて

〔資料1〕 庁舎施設整備等に関する進捗状況

〔資料2〕 嘉麻市庁舎建設設置本部会議の開催状況等について

〔資料3〕 庁舎課題に関し、よくいただく質問 (Q & A)

1 市民参画(説明会、審議会)について

(1) 市民説明会

◆実施済

◎平成25年2月12日～24日〔市民説明会〕

庁舎問題に関する市民説明会 (計5回：460人参加)

- ・参加人数：夢サイトかほ 約130人、山田市民センター 約60人、稲築地区公民館 約110人、碓井住民センター (1回目 約70人、2回目 約90人)

※平成25年3月定例会において行政報告

◎平成27年5月12日～19日〔市民説明会〕

庁舎課題に関する市民説明会 (計4回：454人参加)

- ・参加人数：山田市民センター 55人、碓井住民センター101人、稲築地区公民館 111人、夢サイトかほ 187人

※平成27年3月～5月に出前講座を開催し、計12会場、203人の参加があった。

※市民説明会、出前講座の主な内容等については、平成27年6月議会特別委員会において報告

◆今後実施予定

今後の説明会の具体的な開催時期等については、新庁舎の建物に関する基本的な設計が完了し、庁舎の外観や内観などの視覚的なイメージを提示できる段階の時期を想定。平成29年3月～5月頃を予定。

1 市民参画(説明会、審議会)について

(2) 審議会

嘉麻市新庁舎施設整備等審議会（第2期）の設置状況等の主なもの

平成28年2月にいただいた審議会答申において、今後の具体的な庁舎設計等に関しても、引き続き審議会の意見を求める旨の要望があった。

このため、平成28年度予算措置等を行い、平成28年6月1日に第2期の審議会として開催した。

諮問事項

平成27年3月に制定した審議会設置条例を引継ぎ、第2条第3号に規定する、「その他新庁舎施設整備等に関し、市長が特に必要と認める事項に関すること。」に基づき、審議会からの要望であった「新庁舎建設に伴う建築設計に関すること」について諮問。

①委員名簿

(順不同、敬称略)

区分	団 体 名	氏 名	備考
1号委員	近畿大学産業理工学部	井 原 徹	会長
2号委員	山田地区行政区長会	村 上 曙 生	
	稲築地区行政区長会	大 山 征 男	
	碓井地区行政区長会	坂 田 勲	副会長
	嘉穂地区行政区長会	田 中 穆	
	嘉麻市社会福祉協議会	芹 野 彌 生	
	嘉麻商工会議所	松 岡 光 昭	
	嘉麻市商工会	野 見 山 利 三	
	かま男女共同参画推進ネットワーク	有 吉 直 子	
	嘉麻市PTA連合会	野 上 真 吾	
3号委員	公募委員	藤 井 幹 裕	
	公募委員	廣 瀬 公 彦	

※委員構成補足説明

今回の審議会については、平成27年度に審議された新庁舎の建設基本計画の実質的な継続的内容となる新庁舎の建築設計に関することの審議となること、また、答申書における要望として庁舎設計等に関して、引き続き審議会の意見を求めるとした内容にお応えする形で第2期の審議会として設置。

これらのことから、委員については平成27年度の審議会の委員構成を継続し、正副会長については、平成28年6月1日に開催した第1回審議会において、継続就任についても了承された。

1 市民参画(説明会、審議会)について

(2) 審議会

②スケジュール

		平成28年				平成29年					
項 目		6 月	7 月	8 月	9 月	1 0 月	1 1 月	1 2 月	1 月	2 月	3 月
審議会	会議日程	第1回 6/1			→ 設計業者決定後 複数回の開催を予定						
	諮問・説明	→									
	協 議				→						
	まとめ・答申									とりまとめ	答申

項 目	6 月	7 月	8 月	9 月	1 0 月	1 1 月	1 2 月	1 月	2 月	3 月
設計業者選定	→ 業者選定プロポーザル			● 設計業者契約締結						

項 目	6 月	7 月	8 月	9 月	1 0 月	1 1 月	1 2 月	1 月	2 月	3 月
市議会	・ 報告			・ 報告			・ 報告			・ 報告

※当該審議会に対する諮問内容が「新庁舎建設に伴う建築設計に関すること」であることから、新庁舎建設に関する設計業者が確定した後に具体的な協議を行う。

設計業者が決定する9月以降から毎月1回程度の開催を予定し、平成29年2月の答申予定。

2 基本計画について

(1) 庁舎課題に関する基本計画

◆平成28年3月「第5回 新庁舎に関する調査特別委員会」において報告

(主な内容)

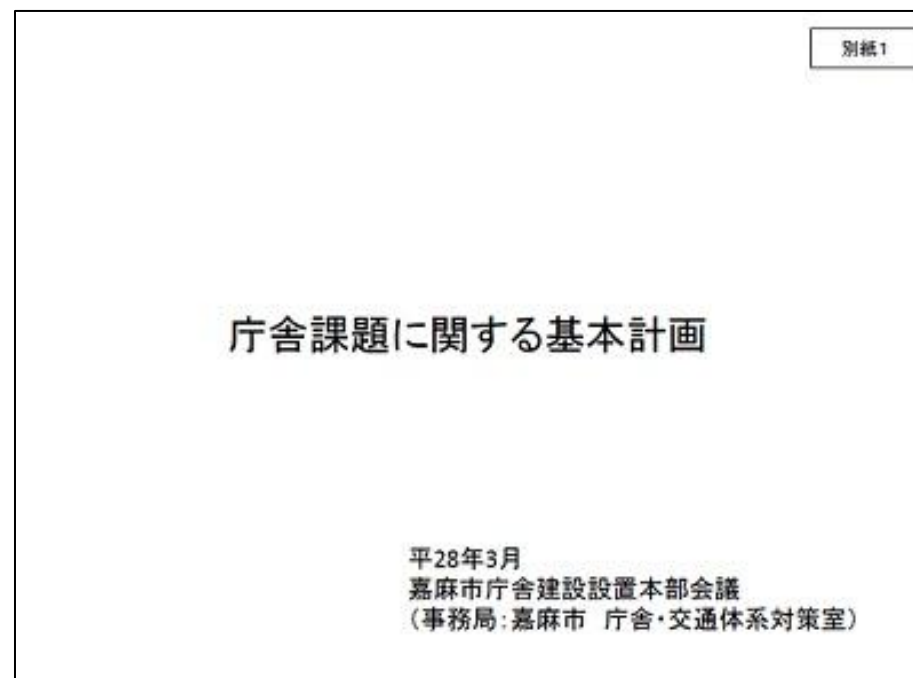
- 1 趣旨
- 2 検討経過
- 3 基本計画
- 4 スケジュール
- 5 予算
- 6 条例・規則

〔資料1〕 庁舎施設整備等に関する進捗状況

〔資料2〕 嘉麻市新庁舎施設整備等審議会

〔資料3〕 嘉麻市庁舎建設設置本部会議の開催状況等について

〔資料4〕 庁舎課題に関し、よくいただく質問 (Q&A)



▲報告した表紙イメージ

2 基本計画について

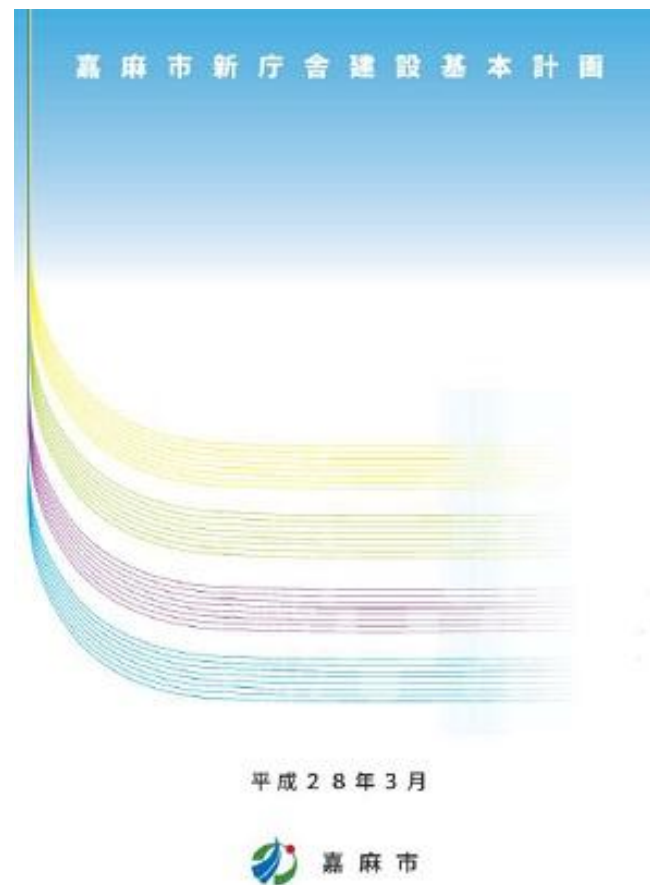
(2) 嘉麻市新庁舎建設基本計画

- ◆平成28年3月「第5回 新庁舎に関する調査特別委員会」において完成見込案を基本計画（案）として報告

※その後、完成資料をタブレットにアップ及び公表

(主な内容)

- 第1章 建設計画に関する検討
- 第2章 新庁舎建設の基本方針
- 第3章 建築計画条件の検討
- 第4章 事業計画に関する検討
- 第5章 新庁舎建設に係る支所のあり方の検討



▲報告した表紙イメージ

2 基本計画について

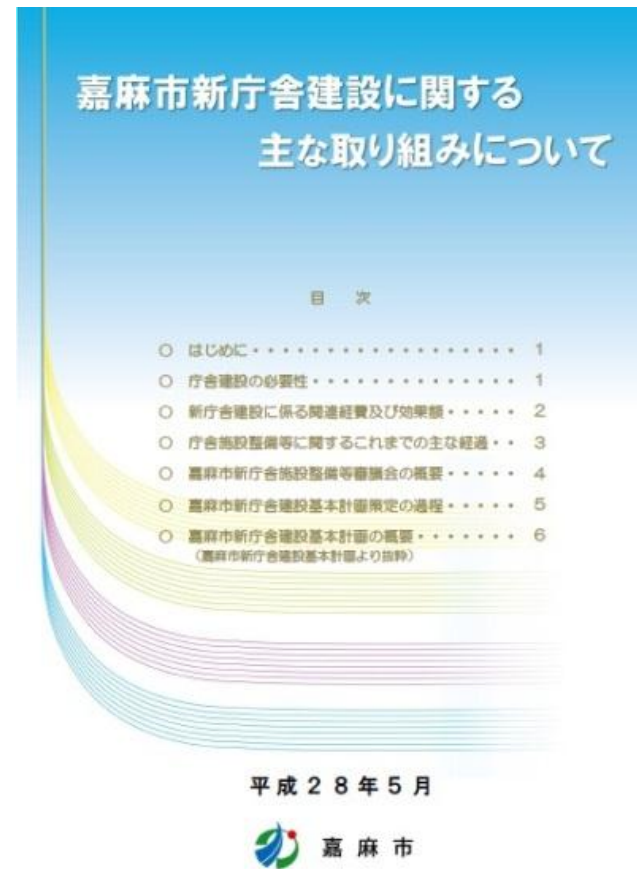
(3) 嘉麻市新庁舎建設に関する主な取り組みについて

- ◆建設計画概要版を含む「嘉麻市新庁舎建設に関する主な取り組みについて」を、平成28年5月、完成資料をタブレットにアップ及び公表。

※平成28年5月13日、全世帯に配付

(主な内容)

- 庁舎建設の必要性
- 新庁舎建設に係る関連経費及び効果額
- 庁舎施設整備等に関するこれまでの主な経過
- 嘉麻市新庁舎施設整備等審議会の概要
- 嘉麻市新庁舎建設基本計画策定の過程
- 嘉麻市新庁舎建設基本計画の概要
 - 1. 新庁舎建設の基本方針
 - 2. 新庁舎の建設地
 - 3. 規模等の設定
 - 4. 内部空間
 - 5. 配置計画
 - 6. 事業スケジュール
 - 7. 概算事業費
 - 8. 支所のあり方の検討



▲報告した表紙イメージ

3 設計契約等の状況について

(1) プロポーザル審査経過の主なもの

(※詳細は、別紙「嘉麻市新庁舎建設工事設計業務プロポーザル選定結果について」のとおり。)

①第1回選定委員会 【平成28年4月26日】

- ・委嘱状交付
- ・委員長及び副委員長の選任
- ・プロポーザル実施要領等及び様式等の策定
- ・選定審査評価基準の策定
- ・プロポーザル実施スケジュールの決定

②第2回選定委員会 【平成28年7月15日】

- ・一次審査（担当チームの能力等）
- ・ヒアリング対象者の決定
- ・二次審査について

③第3回選定委員会 【平成28年8月5日】

- ・プレゼンテーション及びヒアリング
- ・二次審査
- ・最優秀者及び優秀者の決定

※平成28年8月10日（水）

- ・審査結果の公表

※嘉麻市新庁舎建設工事設計業務プロポーザル選定委員会

委員長 井原徹（近畿大学 教授）

副委員長 白石二郎（副市長）

委員 益田信也（近畿大学 准教授）

委員 堀賀貴（九州大学 教授）

委員 秋吉俊輔（総合調整監）

委員 福田正幸（総合調整監）

委員 中並嘉之（技監）

事務局：嘉麻市庁舎・交通体系対策室

事務局支援業者：公益財団法人福岡県建設技術情報センター

※プロポーザル方式とは（国土交通省大臣官房資料より）

建築設計を委託するうえで、もっとも適した「設計者」を選ぶ方式です。プロジェクトにのぞむ体制などを含めたプロポーザル（提案書）の提出を求め、公正に評価して設計者を選ぶ方式です。

3 設計契約等の状況について

(2) プロポーザル審査結果の概要

(※詳細は、別紙1「嘉麻市新庁舎建設工事設計業務プロポーザル選定結果について」のとおり。)

選定委員会において、ヒアリング対象者の6者のプロポーザル審査（プレゼンテーション、質疑応答）が実施され、評価が高く拮抗した上位2者について最終的な意見交換が行われた結果、提案内容の適確性、実現性、独創性の観点から総合的に判断することとし、審査委員の全会一致により、

最優秀者：「株式会社久米設計九州支社」

優秀者を「株式会社佐藤総合計画九州事務所」、に決定

(株) 久米設計の概要 （平成28年4月1日現在）

- ◆本社所在地 : 東京都 （技術職員数 549人）
- ◆営業年数 : 84年
- ◆支店名 : 九州支社（福岡県内配置従業員 29人）（※受託チームの編成 12人）
- ◆主な庁舎実績（直近実績：5階程度）
 - ・熊本県山鹿市（H22～24） SRC・S造 5階建 延床面積 12,911㎡ 免震構造
 - ・茨城県坂東市（H25～26） RC造 5階建 延床面積 12,710㎡ 免震構造
- ◆設計事務所の平成26年度設計・監理業務別の売上高 建物用途別決算ランキング
用途：庁舎
順位 全国4位（前回6位）（※日経アーキテクチャー2015年9月号）

3 設計契約等の状況について

(3) 契約締結

契約の締結については、嘉麻市新庁舎建設工事設計業務委託プロポーザル実施要領第12項の規定より、最優秀者である株式会社久米設計九州支社と随意契約を締結した。

◆予算額、契約額

- ・業務委託に関する現計予算額 152,894千円（消費税及び地方消費税含む。）
- ・業務委託契約締結額 115,560千円（〃）

◆工期 平成28年8月22日～平成29年11月30日

◆契約の主な内容

- ・嘉麻市新庁舎建設工事及びこれに附帯する外構工事等の設計に関する業務
- ・建築遂行上必要となる法令等に基づく資料作成、申請手続き業務等の全ての業務

※契約額、工期については、
現状による当初契約額。

4 支所、地域整備に関する協議スケジュールについて

※支所の設置場所、内容、地域整備等に関する協議を以下のとおり実施し、地域整備基本計画を作成する予定

項目	平成28年度												平成29年度				H30	H31	H32
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4-6	7-9	10-12	1-3			
課題整理	課題聞き取り調査／ 専門部会の開催・関係課調整等 課題把握																		
計画検討	①既定の地域整備基本計画（骨子案） 各専門部会において①地域整備基本計画（骨子案）を基に支所・庁舎跡地の利活用検討し、②基本計画（案）の作成（※ワークショップを開催し意見交換） ※ワークショップ ②地域整備基本計画（案）作成 ③地域整備基本計画作成																支所設計	支所建設	閉庁・除却
協議会設置	協議手法の検討 協議会の設置検討・準備												協議会設置 協議				計画に基づき実施 ※必要に応じ、具体的実施内容についての検討		
議会報告	・進捗状況報告 ・進捗状況報告 ・協議会設置議案上程												進捗状況随時報告						

〔資料1〕庁舎施設整備等に関する進捗状況

庁舎に関するこれまでの主な取り組み状況等について以下の通り整理する。

(1)平成18年3月27日 嘉麻市誕生

合併協定項目における事務所の位置

- ・当分の間、碓井庁舎を本庁とし、本庁機能を一部分庁とする。
- ・本庁以外の庁舎は、総合支所とする。
- ・財政状況等を踏まえ、建設の是非と位置を含めて新市において検討する。

(2)平成20年9月議会にて

碓井庁舎を増築し、碓井庁舎を本庁に位置づけること等について検討する「庁舎増改築調査委託料」について、当時の市長から予算提案されたが、議員からの反対の意見等があり予算執行が見送られた。

(3)平成23年3月16日

分庁問題に関する報告書作成（行政改革推進本部組織機構改編専門部会作成）

- ・分庁方式における問題点の整理及び分庁解消による効果並びに統合庁舎の考え方を取りまとめる。

(4)平成23年6月10日～平成24年12月11日

〔新庁舎に関する調査特別委員会（計7回）。※議会の特別委員会〕

庁舎問題検討報告書において示された4候補地について投票を行い、碓井庁舎増築3票、碓井グラウンド0票、稲築多目的運動広場12票、牛隈交差点1票、白票4票となり、議会の意向としては稲築多目的運動広場として取りまとめられた。

(5)平成24年12月18日〔議会本会議〕

嘉麻市市役所新庁舎の建設に関する決議

- ・議会として「稲築多目的運動広場」に庁舎を新築することを求める。

採決：賛成15票 反対6票 により、原案のとおり可決

(6)平成24年12月18日〔議会本会議〕

議員提案「嘉麻市役所の位置を定める条例の一部を改正する条例」

- ・内容：市役所の位置を現在の「稲築多目的運動広場」とする内容の「嘉麻市役所の位置を定める条例の一部を改正する条例」が議員により提出される。

採決：賛成16票、反対6票により、原案のとおり可決

〔資料1〕庁舎施設整備等に関する進捗状況

(7)平成24年12月27日〔議会本会議〕臨時議会（再議）

- ・再議理由：市民への説明不足及び財源の見通しが不確定
- ・再議の採決：賛成14票、反対7票、欠席1人により、改正条例案可決

(8)平成25年2月12日～24日〔市民説明会〕

庁舎問題に関する市民説明会（計5回：460人参加）

- ・参加人数：夢サイトかほ 約130人、山田市民センター 約60人、稲築地区公民館 約110人、碓井住民センター（1回目 約70人、2回目 約90人）

※平成25年3月定例会において行政報告

(9)平成26年6月11日〔議会本会議〕

平成26年4月23日に市長に就任した赤間市長が庁舎に関し施政方針表明

- ・今後の維持管理費や現各庁舎の老朽化具合から考えて、庁舎一本化に向けて、出張所の設置など地域の激変緩和措置を検討し、財政状況も勘案しながら、市民のみなさま、議会のご理解を得ながら推進する。

(10)平成26年9月17日〔行財政改革に関する調査特別委員会〕

- ・嘉麻市財政計画
合併特例債の発行計画として、発行見込み額81億円のうち、新庁舎建設事業35億円及び稲築、山田、嘉穂庁舎解体事業費3億円が計上される。
- ・職員の定員適正化計画
平成39年度を目途に職員数を350人に削減（平成25年度430人）

(11)平成26年10月31日〔嘉麻市庁舎建設設置本部会議の設置〕

- ・新庁舎建設及び庁舎問題の総合的検討・実施について全庁的に取り組むための機関
- ・市長以下幹部職員10人により構成（市長・副市長・教育長・総務財政担当総合調整監・民生担当総合調整監・産業建設担当総合調整監・総務課長・人事秘書課長・企画調整課長・財政課長）。事務局は庁舎・交通体系対策室

※現在は：防災対策課も構成員となっている。

※平成26年10月31日に第1回本部会議を開催以降、平成27年12月15日現在において、計13回の本部会議を開催

〔資料1〕庁舎施設整備等に関する進捗状況

(12) 平成26年12月議会〔本会議、特別委員会〕

- ・市長の新庁舎に関する所信表明

市民サービスに関わる本庁と支所の役割分担のあり方や地域振興、地域交通体系網の整備などの制度設計等の課題に対して、情報の提供及び共有に努め、合意形成を図りながら一つひとつ丁寧につくりあげていくとした考えを示す。

- ・アンケート調査に関する予算の計上

庁舎の位置が変更することに関する様々な課題等への対応等について、意識調査（アンケート）を実施するための予算を計上。本議会にて賛成多数で可決。

- ・庁舎建設等に関するスケジュールの報告

(13) 平成27年1月9日〔嘉麻市庁舎に関する意識調査票（アンケート）の実施〕

- ・本市在住の18歳以上の中から無作為に3,000人を抽出、郵送によるアンケートの送付・返送方式
- ・調査期間：平成27年1月9日～平成27年1月23日まで
- ・回収状況：1,514票 回収率：50.47%

※アンケート結果は、平成27年3月議会において報告済。（広報誌、ホームページ等に掲載）

(14) 平成27年3月議会〔議会本会議、特別委員会〕

- ・新庁舎施設整備等審議会条例案及び庁舎建設基本計画策定業務委託に係る予算案の提出。本会議にて賛成多数で可決

(15) 平成27年5月12日～19日〔市民説明会〕

庁舎課題に関する市民説明会（計4回：454人参加）

- ・参加人数：山田市民センター 55人、碓井住民センター101人、稲築地区公民館 111人、夢サイトかほ 187人

※また、平成27年3月～5月に出前講座を開催し、計12会場、203人の参加があった。

※市民説明会、出前講座の主な内容等については、平成27年6月議会特別委員会において報告

(16) 平成27年6月議会〔特別委員会〕

以下について説明を行った。

- ・職員適正化計画等
- ・庁舎課題に関する市民説明会等

〔資料1〕庁舎施設整備等に関する進捗状況

(17) 平成27年8月21日 嘉麻市新庁舎施設整備等審議会の設置

- ・委員委嘱、正副会長選任、諮問が行われた。

※平成27年8月21日に第1回審議会が開催されて以降、平成27年12月15日現在において、計5回の審議会を開催済

【諮問事項】

以下の事項に関する調査・審議について諮問。

- ①新庁舎建設基本計画（案）に関すること。
- ②支所庁舎のあり方及び支所に必要な機能に関すること。
- ③その他新庁舎施設整備等に関し、市長が特に必要と認める事項に関すること。

(18) 平成27年9月議会〔特別委員会〕

以下について説明を行った。

- ・嘉麻市新庁舎施設整備等審議会の設置状況
- ・庁舎課題に関する基本計画（骨子案）
- ・公開質問状に関する回答
- ・嘉麻市新庁舎建設設置本部会議の設置状況等について

(19) 平成27年12月議会〔特別委員会〕

以下について説明を行った。

- ・庁舎施設整備等に関する進捗状況
- ・嘉麻市新庁舎施設整備等審議会の開催状況について
- ・新庁舎建設に係る関連経費、効果額、概算事業費見込について
- ・今後改正等が想定される条例、規則等について
- ・〔資料〕庁舎課題に関し、よくいただく質問（Q&A）

(20) 平成28年2月17日 嘉麻市新庁舎施設整備等審議会 答申

- ・平成27年8月～平成28年2月 計10回の審議会の開催
- ・平成28年2月17日、第10回審議会において、当審議会の井原徹会長から赤間市長に答申

〔資料1〕庁舎施設整備等に関する進捗状況

(21) 平成28年3月議会〔特別委員会〕

以下について説明を行った。

- ・ 庁舎課題に関する基本計画
- ・ 嘉麻市新庁舎建設基本計画（案）
- ・ 庁舎に関するスケジュール、予算

（※（平成28～31年度継続費予算を含む）予算の議決については、平成28年3月17日議決。）

(22) 平成28年4月26日 嘉麻市新庁舎建設工事設計業務プロポーザル選定委員会の設置

新庁舎建設工事設計業務の委託事業者を選定する公募型プロポーザルの選定委員会を設置。

①第1回選定委員会 平成28年4月26日 ②第2回選定委員会 平成28年7月15日

③第3回選定委員会 平成28年8月5日 ※平成28年8月10日審査結果委員長報告（その後公表）

(23) 平成28年5月13日〔嘉麻市新庁舎建設に関する主な取り組みについて、全世帯に配付〕

平成28年4月に一般公表した「嘉麻市新庁舎建設基本計画」の概要等を含む、新庁舎建設に関する主な取り組みをリーフレットにまとめ、全世帯に配付

（主な内容）

- 庁舎建設の必要性 ○ 新庁舎建設に係る関連経費及び効果額
- 庁舎施設整備等に関するこれまでの主な経過 ○ 嘉麻市新庁舎施設整備等審議会の概要
- 嘉麻市新庁舎建設基本計画策定の過程
- 嘉麻市新庁舎建設基本計画の概要

（1．新庁舎建設の基本方針、2．新庁舎の建設地、3．規模等の設定、4．内部空間
5．配置計画、6．事業スケジュール、7．概算事業費、8．支所のあり方の検討）

(24) 平成28年6月1日 嘉麻市新庁舎施設整備等審議会（第2期）の開催、諮問

- ・ 委員構成：平成27年度の当該審議会の委員構成と同じ（正副会長についても継続就任の了承）。
- ・ 諮問事項：新庁舎建設に伴う建築設計について

(25) 平成28年8月22日 嘉麻市新庁舎建設工事設計業務 契約

嘉麻市新庁舎建設工事設計業務プロポーザル選定委員会の審査結果の最優秀者である「株式会社久米設計九州支社」と契約締結（工期は、平成28年8月22日～平成29年11月30日）

〔資料2〕 嘉麻市庁舎建設設置本部会議の開催状況等について ①本部会議

○本部会議等の全体イメージ

嘉麻市新庁舎建設設置本部会議(平成26年10月31日設置)

[構成員:平成28年6月1日現在]

- ◇本部長 嘉麻市長 赤間幸弘 ◇副本部長 副市長 白石二郎
- ◇本部員
 - ・教育長 木本寛昭 ・総務財政及び市民環境担当総合調整監 秋吉俊輔 ・産業建設担当総合調整監 福田正幸
 - ・技監 中並嘉之 ・福祉事務所長 山田昌郎 ・総務課長 伊藤節 ・人事秘書課長 平川俊昭 ・防災対策課長 松隈直文
 - ・企画財政課長 大村輝生 ・企画財政課参事 西野由美 ・管財課長 石坂禎久
- ◇事務局(庁舎・交通体系対策室)
 - ・室長 小林純一 ・室長補佐 橋垣康秀 ・係長 柴田英樹 ・係長 山口宏彰 ・係 塚本明弘 ・係 堤亮介
- ◇所掌
 - ・新庁舎建設の推進についての重要事項に関すること。
 - ・新庁舎建設の推進における総合調整に関すること。
 - ・新庁舎建設の連携及び協力に関すること。
 - ・庁舎問題に関すること。
 - ・新庁舎建設後の組織機構に関すること。
 - ・その他新庁舎建設に関すること。

協議調整・専門的事項の検討指示



協議調整結果・検討結果報告

庁内の各専門部会

庁舎のあり方
専門部会(あ
すみ会)

窓口・執務環
境整備専門
部会

碓井庁舎施
設利活用専
門部会

稲築庁舎跡
地利活用専
門部会

組織機構専
門部会

安心・安全な
庁舎のあり方
専門部会

山田庁舎資
産利活用専
門部会

嘉穂庁舎施設及び大
隈小学校跡利活用専
門部会

〔資料2〕 嘉麻市庁舎建設設置本部会議の開催状況等について ①本部会議

第1回 平成26年10月31日

- ・嘉麻市庁舎建設設置本部会議の設置
- ・庁舎問題に関するこれまでの経緯
- ・庁舎問題のこれまでの課題と重要な対策視点
- ・庁舎建設等に関するスケジュール案
- ・庁舎問題に関するアンケート実施

第2回 平成26年12月2日

- ・新庁舎に関する調査特別委員会の資料等協議

第3回 平成26年12月24日

- ・庁舎に関する意識調査（アンケート）の内容等の決定
- ・行財政改革及び庁舎建設に関する職員説明会協議

第4回 平成27年1月30日

- ・議会提出予定資料の協議等

第5回 平成27年2月16日

- ・議会提出予定資料の協議
- ・本部会議の専門部会委員の募集等

第6回 平成27年3月20日

- ・市民説明会に関する協議
- ・嘉麻市新庁舎施設整備等審議会に関する協議等

第7回 平成27年4月30日

- ・市民説明会に関する協議
- ・庁舎スケジュールに関する協議等

第8回 平成27年6月4日

- ・議会提出予定資料の協議
- ・嘉麻市新庁舎施設整備等審議会に関する協議
- ・本部会議の専門部会に関する協議等

第9回 平成27年7月9日

- ・今後のスケジュールに関する協議
- ・嘉麻市新庁舎施設整備等審議会に関する協議等

第10回 平成27年8月17日

- ・嘉麻市新庁舎施設整備等審議会に関する協議
- ・議会提出予定資料の協議等

第11回 平成27年10月1日

- ・嘉麻市新庁舎施設整備等審議会に関する協議

第12回 平成27年10月19日

- ・職員説明会に関する協議等

第13回 平成27年12月8日

- ・議会提出予定資料の協議

第14回 平成28年1月7日

- ・庁舎対策に関する今後のスケジュール等の協議

第15回 平成28年2月19日

- ・議会提出予定資料の協議
- ・基本計画の決定

第16回 平成28年4月13日

- ・平成28年のスケジュール概要の協議
- ・新庁舎施設整備に関する設計契約に関する協議

第17回 平成28年5月13日

- ・嘉麻市新庁舎施設整備等審議会に関する協議
- ・地域整備スケジュールに関する協議等

第18回 平成28年7月11日

- ・地域整備スケジュールに関する協議
- ・スポーツプラザの利用制限に関する協議等

第19回 平成28年8月22日

- ・議会提出予定資料の協議

〔資料2〕 嘉麻市庁舎建設設置本部会議の開催状況等について ②専門部会

庁舎のあり方専門部会(あすみ会)

～ 将来(あす)の嘉麻市を見(み)据えて、庁舎建設を進める会 ～

【設置目的】

市民の方と接する機会の多い若手職員の柔軟かつ斬新な意見をもって、庁舎建設に関する諸問題について検討を行う。

【所掌内容】

- ・本庁機能集約に伴う事務及び労働環境の改善に関すること
- ・本庁機能集約に伴う福利厚生に関すること
- ・支所周辺整備等に関すること

【会議開催実績】

- ・第1回 平成28年6月23日
- ・第2回 平成28年7月19日
- ・第3回 平成28年8月4日

所 属	氏 名	備 考
税務課	渡 辺 亮	部会長
市民課	山 下 愛	副部会長
企画財政課	松 岡 彰	副部会長
産業振興課	山 本 晋 哉	
稲築総合窓口課	松 本 浩 一	
人事秘書課	穴 見 琴 枝	
保護課	是 枝 貴 善	
人事秘書課	松 尾 貴 雄	
水道局	長 野 卓	
スポーツ推進課	齊 藤 達 也	
市民課	姫 野 幸 樹	
産業振興課	竹 原 優	
学校教育課	山 口 陽 子	
農林整備課	藤 崎 寛 允	
農林整備課	松 岡 広 樹	
高齢者介護課	西 夏 生	
管財課	古 道 亮 司	

組織機構専門部会

【設置目的】

職員定員適正化計画に定められた職員削減目標の実現を基本とし、新庁舎建設後の組織、職員の配置等のあり方及び支所設置の必要性、支所で実施すべき業務の範疇並びに支所に配置すべき人員等について検討を行う。

【所掌内容】

- ・新庁舎建設後における組織機構及び所掌事務に関すること
- ・新庁舎建設後の人員の配置に関すること
- ・新庁舎における課等の配置レイアウト等に関すること
- ・支所における所掌事務及び配置人員に関すること
- ・本庁、支所間の事務連携に関すること
- ・その他組織機構等に関し必要な事項に関すること

【開催実績】

- ・第1回 平成27年4月21日
- ・第2回 平成27年5月27日
- ・第3回 平成27年7月23日
- ・第4回 平成27年8月4日
- ・第5回 平成27年12月1日
- ・第6回 平成28年2月16日
- ・第7回 平成28年6月30日

所 属	役 職	氏 名	備 考
人事秘書課	課 長	平 川 俊 昭	部会長
	課長補佐	草 野 秀 紀	
企画財政課	課 長	大 村 輝 生	
	課長補佐	廣 谷 友 紀	
市 民 課	課 長	松 岡 ま ゆ み	
	課長補佐	原 田 幸 治	
職 員 組 合	代 表 者	古 川 伸 一	副部会長
山田総合窓口課	課 長	山 田 昌 郎	
稲築総合窓口課	課 長	山 崎 雅 代	
嘉穂総合窓口課	課 長	伊 藤 喜 浩	

〔資料2〕 嘉麻市庁舎建設設置本部会議の開催状況等について ②専門部会

安心・安全な庁舎のあり方専門部会

【設置目的】

防災拠点施設としての強固な機能を有し、よりコンパクトで機能的な庁舎の建設に関する検討とあわせて、建設費の抑制につながる工夫について協議し、安心・安全なまちづくりにつながる新庁舎の実現について検討する。

【所掌内容】

- ・安心・安全な庁舎のあり方に関すること
- ・浸水被害を想定した敷地利用の考え方に関すること
- ・防災拠点施設としてのあり方に関すること
- ・災害時における各支所での対応及び災害対策本部との連携に関すること
- ・堰等の治水整備による水害対策効果に関すること
- ・ハザードマップに示される浸水指定への対策に関すること
- ・コンパクトで機能的な庁舎の建設に関すること
- ・建設費の抑制につながる工夫に関すること

【開催実績】

- ・第1回 平成27年4月21日
- ・第2回 平成27年5月27日
- ・第3回 平成27年7月7日
- ・第4回 平成27年7月30日
- ・第5回 平成27年12月1日
- ・第6回 平成28年1月29日
- ・第7回 平成28年6月29日

所 属	役 職	氏 名	備 考
総 務 課	課 長	伊 藤 節	部会長
	総務係長	貞 金 健 一	
防災対策課	課 長	松 隈 直 文	副部会長
	消防防災係長	大 場 直 樹	
技 監	技 監	中 並 嘉 之	
土 木 課	課 長	廣 瀬 義 孝	
	課長補佐	原 田 一 義	
	課長補佐	井 桁 徹 典	

〔資料2〕 嘉麻市庁舎建設設置本部会議の開催状況等について ②専門部会

窓口・執務環境整備専門部会

【設置目的】

新庁舎建設後の市民サービスの向上を図るため、待合環境及び窓口構成について検討を行うとともに、執務レイアウトに合わせた電算機器関係の配置や電算機器の活用による効率的な事務運用、ネットワーク環境等の整備、文書の保存・管理等、業務運用効率の向上につながる執務環境整備について検討することを目的とする。

【所掌内容】

- ・住民サービス提供に係る執務環境及び効率的な配置レイアウトの検討
- ・新庁舎建設における電算機器等の配置及び効率的な電算運用に関すること
- ・本庁と支所間の情報通信等に関すること
- ・文書管理に関すること
- ・その他庁舎整備に伴う執務環境等に関し必要な事項

【開催実績】

- ・第1回 平成28年6月29日
- ・第2回 平成28年8月29日

所 属	役 職	氏 名	備 考
総 務 課	課 長	伊 藤 節	部会長
	電算システム係長	坂 田 清 史	
	総務係長	貞 金 健 一	
人事秘書課	課長補佐	草 野 秀 紀	
	秘書・広報係長	西 田 俊 輔	
企画財政課	課 長	大 村 輝 生	
	課長補佐	廣 谷 友 紀	
税 務 課	課 長	鬼 丸 和 久	
市 民 課	課 長	松 岡 ま ゆ み	副部会長
健 康 課	課 長	石 松 香 織	
高齢者介護課	課 長	池 田 巖	
社会福祉課	課 長	坂 本 高 行	
こども育成課	課 長	上 村 淳 二	
保 護 課	課 長	新 原 和 男	
会 計 課	会計管理者	森 田 正 裕	

〔資料2〕 嘉麻市庁舎建設設置本部会議の開催状況等について ②専門部会

碓井庁舎施設利活用専門部会

【設置目的】

新庁舎建設後の碓井庁舎施設の利活用に関し、庁舎課題に関する基本計画（骨子案）に定める碓井庁舎の利活用の方向性を基本としたうえで、庁舎内における執務室の配置及び必要面積等を検討するとともに、その他空スペースの活用等について整理することを目的とする。

【所掌内容】

- ・執務スペースの確保に関すること（碓井支所、教育委員会）
- ・碓井地区公民館としての活用の可能性に関すること
- ・既存電算システムサーバー室の管理に関すること
- ・教育センターとしての活用に関すること
- ・公文書館としての活用に関すること
- ・その他空スペースの有効活用に関すること
- ・碓井庁舎施設の利活用に基づく施設改修等の必要性に関すること
- ・その他碓井庁舎施設の利活用に関し必要な事項に関すること

【開催実績】

- ・第1回 平成28年2月24日
- ・第2回 平成28年3月28日
- ・第3回 平成28年6月29日
- ・第4回 平成28年9月2日

所 属	役 職	氏 名	備 考
総 務 課	課 長	伊 藤 節	部会長
	電算システム係長	坂 田 清 史	
	総務係長	貞 金 健 一	
学校教育課	課 長	柴田きよみ	
	課長補佐	大 野 明 治	
	教育総務係長	松 岡 守 之	
生涯学習課	課 長	長 岡 和 広	副部会長
	課長補佐	上 野 智 裕	
	中央公民館係長	矢 野 義 博	
碓井 総合窓口課	課 長	松岡まゆみ	
	係 長	福田津紀正	

〔資料2〕 嘉麻市庁舎建設設置本部会議の開催状況等について ②専門部会

山田庁舎資産利活用専門部会

【設置目的】

新庁舎建設により見直しされる「山田庁舎」周辺整備及び支所建設等を一体的に考えた跡地活用の検討を行う。

【所掌内容】

- ・ 山田支所の設置に関すること
- ・ 支所周辺の環境整備に関すること
- ・ 支所機能に関すること
- ・ 山田庁舎資産の活用に関すること
- ・ その他検討が必要な事項に関すること

【開催実績】

- ・ 第1回 平成28年7月12日
- ・ 第2回 平成28年8月29日

所 属	役 職	氏 名	備 考
企画財政課	参 事	西 野 由 美	
	課長補佐	赤 坂 晋	
管財課	課 長	石 坂 禎 久	副部会長
	管財係長	吉 田 健	
産業振興課	課 長	篠 崎 慶 太	
	課長補佐	末 永 康 洋	
生涯学習課	課 長	長 岡 和 弘	
	課長補佐	上 野 智 裕	
山田 総合窓口課	課 長	山 田 昌 郎	部会長
	参事補佐	春 野 乃 恵	

〔資料2〕 嘉麻市庁舎建設設置本部会議の開催状況等について ②専門部会

嘉穂庁舎施設及び大隈小学校跡地利活用専門部会

【設置目的】

新庁舎建設により見直しされる「嘉穂庁舎」と、隣接する「大隈小学校跡地」を統一し、支所建設と周辺環境を一体的に考えた跡地利活用の検討を行う。

【所掌内容】

- ・嘉穂支所の設置に関すること
- ・支所機能に関すること
- ・大隈小学校跡地を含む支所周辺の活用に関すること
- ・その他検討が必要な事項に関すること

【開催実績】

- ・第1回 平成28年7月7日
- ・第2回 平成28年8月17日

所 属	役 職	氏 名	備 考
企画財政課	参 事	西 野 由 美	
	課長補佐	赤 坂 晋	
管財課	課 長	石 坂 禎 久	部会長
	管財係長	吉 田 健	
産業振興課	課 長	篠 崎 慶 太	
	課長補佐	末 永 康 洋	
学校教育課	課 長	柴 田 きよみ	
	課長補佐	大 野 明 治	
	管理係長	松 隈 康 典	
生涯学習課	課 長	長 岡 和 広	
	課長補佐	上 野 智 裕	
	中央公民館係長	矢 野 義 博	
スポーツ推進課	課 長	西 野 浩	
	施設管理運営係長	内 野 恵 美	
嘉穂 総合窓口課	課 長	伊 藤 喜 浩	副部会長
	参事補佐	野 見 山 隆	

〔資料2〕 嘉麻市庁舎建設設置本部会議の開催状況等について ②専門部会

稲築庁舎跡地利活用専門部会

【設置目的】

新庁舎建設により見直される「稲築庁舎」跡地及び周辺の敷地等についての利活用の検討を行う。

【所掌内容】

- ・稲築庁舎の除却に関する事
- ・稲築庁舎跡地の活用に関する事
- ・新庁舎との併用（兼用）に関する事
- ・周辺施設との調整に関する事
- ・その他検討が必要な事項に関する事

【開催実績】

- ・第1回 平成28年8月10日

所 属	役 職	氏 名	備 考
企画財政課	参 事	西 野 由 美	
	課長補佐	赤 坂 晋	
管財課	課 長	石 坂 禎 久	副部会長
	管財係長	吉 田 健	
稲築 総合窓口課	課 長	山 崎 雅 代	部会長
	総務係長	永 水 史 朗	

〔資料3〕 庁舎課題に関し、よくいただく質問(Q&A)

（Q1）庁舎を建設する必要があるの？

（A1）庁舎の老朽化の問題、分庁方式では市民サービス低下や簡素で効率的な組織構築が困難である問題があります。今後収入不足が予想される中、有利な財源の活用期限内に庁舎を建設し、これらの問題を解消できる組織の再編を行い、「嘉麻市が将来にわたり住民サービスを維持できる基礎的な自治体としてあり続けることができる体制づくりが重要です。」

（Q2）庁舎を建設せずに今のまま（現在の4庁舎に今のままの職員がいる状況）ではどうなるの？

（A2）次の2点の問題が想定されます。

- ①各庁舎は劣化し、建て替えを必要とする時期が必ず生じます。結果として、順次4つの庁舎を建設し管理し続ける事になり市の負担は更に負担が多くなります。（※合併特例債の活用期限外での整備は全て市の負担になる）
- ②従前指摘されている分庁解消、組織体制のスリム化等の実現は困難となり、嘉麻市行政改革審議会から指摘されている通り、市が収入不足に陥ることは確実です。

（Q3）庁舎建設は今でなくてはいけないの？

（A3）老朽庁舎対策の緊急性や庁舎整備に活用できる唯一の財源（市の実質負担は約3分の1）である合併特例債の活用期限（平成32年度）があるため、迅速に取り組むべき事業です。

（Q4）人口は減少していく予想があるが、庁舎建設に係る財源は大丈夫ですか？

（A4）交付税、人口減少による収入減等については、財政計画において想定しています。これらを勘案した上で、国の期限付きの財政支援（合併特例債）を活用できる今であれば、財源的に可能です。一方、この期間を逃すと、（Q2）の回答になります。

（Q5）合併特例債を活用しても、市の負担分である事業費の約3分の1の返済は？税金等の個人負担が増えないか？

（A5）合併特例債の活用により市の実質負担額等の減少に努めます。また、借金返済額以上の人件費等の抑制効果額が生じますので、庁舎建設に伴う個人の負担が増えることはありません。（※本庁業務一本化による効果額は、毎年4億円程度見込んでいます。）

（Q6）職員350人体制により、臨時職員増加、事業の民間委託、住民サービス低下にならないか？

（A6）分庁を解消し、本庁に機能を集約することで、組織体制のスリム化を図り、必要な全体職員実数の減少に努めます。また、事業の民間委託は、行政のスリム化の観点において必要な取り組みです。事業の民間委託を行う際には、現状の住民サービスと同等の対応を求めていく必要があります。民間事業者との適切な協力関係を構築し、住民サービスの低下を招かないように、しっかりと取り組んでいきます。

〔資料3〕 庁舎課題に関し、よくいただく質問(Q&A)

(Q 7) 庁舎建設より若者定住や地域活性化事業等を実施すべきでは？

(A 7) 庁舎建設以外の若者定住、教育、産業、交通、福祉等、さまざまな事業を施政方針に基づき実施しています。今後も庁舎建設事業も含め、必要な事業について財源等を勘案し実施していく予定です。

(Q 8) 本庁舎の位置が稲築多目的広場（稲築高校跡地）になった理由は？

(A 8) 複数の候補地（碓井庁舎増築、碓井グラウンド、稲築多目的運動広場、牛隈交差点）から投票により稲築多目的運動広場が議会の意思として選定され、住民の利用が多く、交通事情がよく、他の官公署との距離が近いこと等を理由に、庁舎の位置を定める条例の一部改正条例が議員から提案され、法律的な確定力をもつ条例議決により、本庁舎の位置は稲築多目的運動広場に決定しています。

(Q 9) 庁舎の位置を定める条例の一部を改正する条例は、自治基本条例に違反した手続きなんですか？

(A 9) 法律（地方自治法第112条）に基づく正式な法令による手続きです。

※法律で受任された行為を市条例で制限することはできません。嘉麻市自治基本条例に議事機関の参画保障に関する義務規定はなく、自治基本条例に違反した手続きではありません。

(Q 10) 庁舎が建設されると支所はなくなるの？

(A 10) 本庁舎が設置される稲築以外の地域には支所を設置する予定です。現行の総合支所に関する業務は、今まで通り、各支所で実施される予定です。また、具体的な支所のあり方等については、地域と協議し決定する予定です。

(Q 11) 合併団体に対する支所経費について普通交付税の増額があるのか？支所が設置されていない場合は算定されないのか？

(A 11) 平成26年度の普通交付税から「支所に要する経費」として新たに算定されることになりました。この内容については、合併団体の支所（旧役場）が住民サービスの維持・向上、災害対策等に重要な役割を果たしていることに着目するとともに、合併算定替の影響額を緩和するため新たに算定・措置されたものです。

なお、実際の「支所に要する経費」に係る普通交付税の算定については、人口や合併前の旧市町村役場から本庁舎までの距離などの数値を基本に算定されるもので、算定の要件において、支所設置の有無に関する要件の定めはなく、支所が設置されていなくても同様に算定されるものです。

(Q 12) 本庁舎までの公共交通機関が不便ですが？

(A 12) 各庁舎があった地域を有機的に周回する循環バス等を整備し、市民のみなさまが利用しやすい公共交通対策を行っていきます。

〔資料3〕 庁舎課題に関し、よくいただく質問(Q&A)

（Q13）庁舎が統合された場合、既存の庁舎は全て壊すのか？

（A13）本庁業務の一本化に伴い、老朽庁舎は除却した方がよいと考えています。また、この時期については、合併特例債が活用できる期限内にした方が遥かに有利です。

（例）5,000㎡の施設を除却する場合は、解体撤去費が約1億5千万円程度の概算といわれています。

合併特例債が活用できる平成32年度までの除却であれば、約3分の1の市の実質負担額です。

解体撤去費 1億5千万円 = 国の負担額 約1億円 + 市の負担額 5千万円

（Q14）庁舎跡地の利活用計画は？

（A14）基本計画（骨子案）として平成27年9月に公表していますが、具体的なプランについては、今後、地域のみなさまのご意見をいただき、各庁舎の利活用についても検討していく予定にしています。

（Q15）洪水ハザードマップにおける浸水想定区域とは？

（A15）洪水ハザードマップについては、平成14年3月に国土交通省遠賀川河川事務所が「遠賀川水系遠賀川浸水想定区域図」を公表しています。浸水想定区域は、大雨が降ったことにより、遠賀川水系遠賀川がはん濫した場合に想定される浸水想定区域を示したものです。遠賀川は150年に1回の豪雨が降り、かつ、河川上流の堤防が順次破れるなど決壊した場合の重ね合わせた最大値が浸水想定の高さです。

遠賀川の河川や堤防を管轄する国土交通省の遠賀川河川事務所では、このハザードマップの浸水想定区域等を参照し、遠賀川流域の人々の暮らしを守るため、はん濫等の洪水被害の軽減を図る河川改修事業（堰（せき）や堤防等の河川管理施設の適切な維持管理及び修繕・更新）が行われています。

堤防点検の結果では、庁舎建設予定地周辺部の堤防は安全が確認されています。国においては、今後も新たな知見等に基づく、適切な維持管理、点検及び必要な対策の実施等を行って参るとの事でしたが、嘉麻市全体の治水安全度の更なる向上や堤防等の適切な維持管理の継続等、引き続き遠賀川河川事務所に要望して参りたいと考えています。

【参 考】：建設予定地と現在の各庁舎周辺部等の浸水範囲（主なものを抜粋）

- ・建設予定地 稲築多目的運動広場：2.0m～5.0m
- ・碓井地区 碓井庁舎：1.0m～2.0m、道の駅うすい：2.0m～5.0m
- ・山田地区 山田庁舎：浸水区域不明
（山田川は指定河川でないため、浸水区域が不明）
- ・嘉穂地区 嘉穂庁舎：1.0m～2.0m、嘉穂郵便局：2.0m～5.0m
- ・稲築地区 稲築庁舎：2.0m～5.0m、稲築体育館：2.0m～5.0m
稲築武道館：5.0m以上

※飯塚市 新庁舎建設地：1.0m～2.0m

※平成28年5月30日 国交省から、「想定し得る最大規模」の降雨における洪水浸水想定区域図が公表されています。これらの資料も含め、今後の設計等の検討の中で、専門家等のご意見をいただきながら建築上の工夫等により、更なる安心・安全な施設の整備を検討する予定です。

〔資料3〕 庁舎課題に関し、よくいただく質問(Q&A)

〔Q 1 6〕 庁舎建設予定地の水害記録は？

(A 1 6) 岩崎地区における過去の水害記録、治水工事の状況

【明治時代まで（稲築町史より）】＊規模等の詳細内容は不明

・嘉永3年（1850年）に水害あり。 ・明治24年（1891年）に水害あり。

※明治25年以降は、堤防決壊と思われる水害記録はない。

外水害

【大正時代以降（稲築町史、遠賀川河川事務所資料等より）】

・河川事務所により昭和時代に堤防等の整備工事が進捗。

・平成3年、局所的な豪雨（2時間200ミリ、5時間280ミリ）。

水路の流量規模不足による現在の稲築庁舎裏（現在の土木課）で10センチ程度の冠水。

・平成5年～平成11年に稲築庁舎裏の水路改修。

・平成7年、遠賀川の白門堰の固定堰を可動堰に改修。

・平成22年から県道豆田稲築線のボックスカルバートの設置工事实施中。

※平成5年以降、様々な水路の流量規模不足を解消する事業（いわゆる内水対策）が庁舎建設予定地周辺は実施されている。

内水害

〔Q 1 7〕 水害対策の方向性は？

(A 1 7) 水害対策については、堤防強化事業の必要性のない完成堤防（外水対策）であること、また、平成時代に実施の内水対策事業により、一定の安全性は満たされていると判断されるため、現状において大量の切土・盛土を伴う造成工事は想定されないが、今後の設計等の検討の中で、専門家等のご意見をいただきながら建築上の工夫等により、更なる安心・安全な施設の整備を検討します。

〔Q 1 8〕 庁舎建設予定地周辺の宮前橋の架け替えで、橋の高さが上がっているのはなぜ？ ハザードマップとの関係？

(A 1 8) 架け替える前の旧宮前橋の設置時での基準と、現在の河川に橋を設置する時の基準が異なるからです。このため、ハザードマップでの浸水区域との関係性はありません。

【現在の基準】

『河川法第13条（河川管理施設等の構造の基準）より橋は、水位、流量、地形、地質その他の河川の状況及び自重、水圧その他の予想される荷重を考慮した安全な構造のものでなければならない』となっており、橋の構造については、河川管理上必要とされる河川管理施設等構造令を定めています。

河川管理施設等構造令第64条（橋の桁下高等）により橋の桁下高は、計画高水位（HWL）に数値を加算し、当該地点における河川の兩岸の堤防の表法肩を結ぶ線の高さを下回らないものとなっています。

このため、建設予定地周辺の計画高水位に1.0mを加算した橋の桁下高になっているため、橋が上がっています。

また、河川管理施設等構造令第20条（堤防の高さ）により堤防の高さは、計画高水位（HWL）に数値加算以上とするものとなっており、建設予定地周辺の計画高水位に1.0mを加算した高さが、堤防の高さになっています。

〔資料3〕 庁舎課題に関し、よくいただく質問(Q&A)

（Q 1 9）庁舎建設予定地周辺には岩崎断層があり、活断層では？

（A 1 9）地質調査の分野では日本で唯一の公的研究機関である「国立研究開発法人 産業技術総合研究所 活断層・火山研究部門 活断層評価研究グループ 上級主任研究員 吉岡敏和氏（理学博士）」に以下の通り見解をいただいています。

この見解によると岩崎断層は、活断層である可能性は十分に低いと言えること、嘉麻市の例では掘削調査をすることは現実的ではないこと等の見解をいただいておりますが、耐震について、地震はいつ何処で発生するかは想定が困難であるため、より耐震性のある施設を計画していくものとする。今後の設計等の検討の中で、専門家等のご意見をいただきながら建築上の工夫等により、更なる安心・安全な施設の整備を検討します。

〔吉岡博士の見解〕

「福岡県内に分布する断層の多くは、地質時代という古第三紀以降（数千万年前以降）に形成されたものです。多くの断層はすでに活動を停止しました。ごく一部の断層が、再び活動し活断層となっていると考えられています。したがって、県内のすべての断層が活断層ということはありません。地質学的に認められた岩崎断層につきましては、少なくともこれまでに「日本の活断層」「活断層デジタルマップ」「都市圏活断層図」などでは活断層として認定されておりません。政府の地震調査研究推進本部の評価でも、西山断層帯の活断層には含まれておりません。

活断層の定義につきましては、一定の基準はありません。通常は十数万年前以降に活動している断層を活断層とするのが一般的です。したがって、活断層かどうかを判定するのは、十数万年前の地層や段丘地形を詳細に調査する必要があります。このような地層や地形が分布していない場合は、直線的な崖地形や谷の屈曲などから推定しますが、活断層か否かの判定が困難な場合がしばしばあります。岩崎断層の場合、このような活断層を示す地形が認められないため、活断層である可能性は十分に低いと言えますが、より確実に活断層でないというためには、詳細な地質調査を行い、十数万年前以前の地層が断層でずれていないことを示す必要があると思われます。「活断層でない」ということを科学的に検証するための方法として最も確実なのは、掘削調査（トレンチ調査）です。しかしながら、この方法でも、適当な年代（数万年ないし、十数万年前）の地層が分布しない場合など、活断層か否かの判断が非常に難しいケースもあります。また、いわゆる岩崎断層以外にも活断層があるのではないかと、言われた場合、それを完全に否定することは不可能です。したがって、大抵の土地については、「活断層が存在するという直接的・間接的な根拠はない」ということで、活断層のリスクは十分に小さいと判断しているのが現状です。これまでに、顕著な活断層の近傍を除くと、市庁舎の建設でこのようなトレンチ調査を実施した例は、私は存じ上げていません。

万全を期すということではなく、あくまで費用対効果を考慮した常識的な判断をするのであれば、今回のケースでトレンチ調査を実施するのは現実的ではないと思われます。」

※国立研究開発法人 産業技術総合研究所 機関概要

日本の独立行政法人である国立研究開発法人の一つで、公的研究機関である。

2001年1月の中央省庁再編に伴い、旧通商産業省工業技術院の15研究所と計量研究所を統合再編し、旧通商産業省及びその後継の経済産業省から分離して発足した独立行政法人であり、2015年4月から国立研究開発法人に移行。

地質調査の分野では日本で唯一の公的研究機関である。 場所：茨城県つくば市

〔資料3〕 庁舎課題に関し、よくいただく質問(Q&A)

（Q 2 0） 庁舎建設予定地は、地下に石炭の坑道があるのでは？

（A 2 0） 建設予定地の石炭採掘状況の照会については、以下のとおり行い、採掘は実施していない旨の回答をいただいています。また、今後の設計等の検討の中で、地質調査、ボーリング等を行い、専門家等のご意見をいただきながら安心・安全な施設の整備を検討します。

・平成27年6月

- 九州経済産業局 資源エネルギー環境部鉱業課宛に 様式『地下の石炭採掘状況の照会について』 と以下 添付資料を添えて送付する。（添付書類：土地の登記簿謄本、字図、位置図）
- 九州経済産業局から電話回答があり、建設予定地については、有資力業者関係であることが分り、鉱業権者である日本コークス工業株式会社（旧三井鉱山）九州事務所 田川事務所を紹介される。
- 日本コークス工業（株）九州事務所田川事務所に位置図、字図を送付し、地下の石炭採掘状況の照会について依頼した結果、建設予定地の鉱区は、日本コークス工業（株）であるが、「採掘はやっていない」旨の回答がある。

・平成27年9月

- 日本コークス工業（株）九州事務所田川事務所に再度、採掘状況に確認した結果、「採掘はやっていない」旨の回答文を得る。

（Q 2 1） 建設経費を抑えるために庁舎をプレハブで建設できないか？

（A 2 1） 庁舎は、市民の個人情報等を預かる（預かり資産）建物であり、防犯上、保安上、安心・安全性を求められる施設であると同時に、火災による建物の倒壊及び延焼を防止するためにも、耐火性能を持った構造が望ましいと考えられます。また、一般的に耐用年数が短いことや建築階数に限度が考えられ、敷地面積が広く必要になることからなどにより、公共施設にプレハブを使用する事はあまりないと思います。

（Q 2 2） 新庁舎の建設スケジュールは？

（A 2 2）

- 平成28～29年度 . . . 設計
- 平成30～31年度 . . . 建設工、引越し等の供用開始準備
- 平成32年4月 . . . 新庁舎供用開始

〔資料3〕 庁舎課題に関し、よくいただく質問(Q & A)

(Q 2 3) 新庁舎に関する予算で決定しているものは？

(A 2 3) ※平成28年3月議会において、
次の予算が議決されています。

【新庁舎に関する予算】

構造：R C 5階程度、免震構造

延床面積：9, 0 0 0 m²

予算算定条件：設計費、施工費、施工監理費

施工範囲：本体建築、浄化槽、外構

事業年度：平成28～31年度（**継続費：平成28年度当初予算**）

（単位：千円）

※継続費

大規模な建設事業などで、あらかじめ事業が複数年度以上にわたることが確実な場合に、全体の事業費と、各年度ごとの事業費をあらかじめ議決を受け、予算で定めておくことができるものです。

項目	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	計
測量、調査、設計費	62,096	106,594	0	2,073	170,763
施工費	0	0	1,681,350	2,043,416	3,724,766
施工監理費	0	0	29,670	29,670	59,340
計	62,096	106,594	1,711,020	2,075,159	3,954,869

(Q 2 4) 支所のあり方、庁舎資産の活用方法等に関する予算は？

(A 2 4) 支所のあり方、庁舎資産の活用方法等については、地域との協議等を行った後に、改めて計画し、予算化を行う予定にしています。